

● (特別管理)産業廃棄物収集運搬業許可申請書

法人又は個人が富山市内において廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条(の4)第1項に基づき、(特別管理)産業廃棄物の収集運搬業を行なおうとするときに申請するものです。

【新規又は更新の許可申請】

申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付してください。

- 1 事業計画の概要を記載した書類
- 2 事業の用に供する施設(積替え又は保管の場所を含む。)の構造を明らかにする平面図、面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
※車両は前横(後)のカラー写真[すでに他県市で収集運搬車両として登録している場合については規則第7条の2の2第3号に規定される“車両の表示”(1産業廃棄物収集運搬車、2社名(法人)又は個人名(屋号のみは不可)、3固有番号)が確認できること。]
※収集運搬容器はダンプ等にそのまま載せて運ぶ場合は飛散防止用シート写真
※駐車場の土地登記簿謄本、公図、カラー写真(全景が確認できるもの)
- 3 申請者が施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること)を証する書類
※車検証の写し(申請時点で有効期間内であること)
※土地賃貸契約書の写し
- 4 当該事業を行なうに足る技術的能力を説明する書類 ((財)日本産業廃棄物処理振興センター主催の講習会の修了証)

▽有効期限

※新規、更新の講習会修了証の有効期限は受講日からそれぞれ5年、2年となりますのでご注意ください。(新規許可申請の場合は申請日、更新許可申請の場合は許可期限日を基準とします。)

▽許可申請時の修了証取扱い

(財)日本産業廃棄物処理振興センター主催の講習会

	産業廃棄物処理業講習会 (収集運搬課程)		特別管理産業廃棄物処理業講習会 (収集運搬課程)	
	新規修了証	更新修了証	新規修了証	更新修了証
新規許可申請	○	×	○	×
更新許可申請	○	○	○	○

※申請者がすでに他自治体で収集運搬業許可を持っている場合に限り、新規許可申請でも更新修了証を認めています。

※講習会修了者は監査役以外の役員又は令第6条の10に規定する使用人に限ります。

- 5 当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- 6 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - ※貸借対照表
 - ※損益計算書
 - ※株主資本等変動計算書
 - ※個別注記表
 - ※法人税の納税証明書(その1 納税額証明用)
 - ※確定申告書の写し(別表1、4)

(注)法人設立1年未満などの理由により、上記の書類が添付できない場合は理由書の添付をお願いします。
- 7 申請者が個人である場合には、資産に関する調書(様式六号)並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - ※所得税の納税証明書(その1 納税額証明用)
 - ※確定申告書の写し
 - ※源泉徴収票の写し(事業主として所得がない場合)
- 8 申請者が法人である場合には、定款又は寄付行為及び登記事項証明書(商業登記簿謄本)
- 9 申請者が個人である場合には、住民票(本籍地記載のもの)の写し並びに成年被後見人及び被補佐人に該当しない旨の登記事項証明書(以下、登記されていないことの証明書)
- 10 申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書
- 11 申請者が法人である場合には、法第14条第5項第2号ニに規定する役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書
- 12 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の住民票の写し及び登記されていないことの証明書[これらの者が法人である場合には登記事項証明書(商業登記簿当謄本)]
- 13 申請者に令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び登記されていないことの証明書
- 14 申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに該当しないものであることを誓約する書

面

補足書類

- ▽新規許可申請の場合、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリなど、内容によって特別管理産業廃棄物になるようなものについては発生工程図や分析表の添付をお願いします。
- ▽当該申請に係る事業計画に関係する自治体の許可証の写しの添付をお願いします。
(例えば、富山市内から発生した産業廃棄物をA県のB 中間処理業者で処理する場合は、A県の収集運搬業許可証写し及びB 処分業許可証写し)
※更新時、運搬先が富山県内の処分業者の場合は添付省略可能

先行許可証について

- ▽産業廃棄物処理業若しくは産業廃棄物処理施設の許可証(住民票の写し及び登記されていないことの証明書を提出して受けた許可に限る。)の提出があったときは、「10」～「13」の書類を省略することができます。(ただし、審査の関係上、省略された書類の写しを添付してください。現状と内容が同じであれば発行日は問いません。)

更新申請時の省略できる添付書類について

- ▽許可の更新を申請する者は、その内容に変更がない場合に限り「2」、「3」の書類又は図面を省略することができます。その場合は省略申立書を添付して下さい。[ただし、車検証の写し及び平成17年4月1日より前から登録されている車両の写真については省略できません。(写真については、“車両の表示”が確認できるものの添付をお願いします。)]